

定款施行細則

第1章 評議員の選出

- 第1条 評議員の選出は、本会定款に定められたことのほかは、この細則にしたがって行う。
- 第2条 評議員の選出は、評議員選出委員会（以下、選出委員会と略記）の審査によって行う。
- 第3条 評議員になるための審査をうけることのできる資格は、審査の行われる年の1月31日現在において、つぎの各項に定められた条件をすべてそなえているものとする。
- 1) 本会の正会員であり、かつ会費を完納していること。
 - 2) 代表理事が公告した評議員選出基準を満足していること。
- 第4条 理事会は、第10条第3項にしたがって選出委員会が報告した評議員選出基準案を審議し、評議員選出基準を決定する。
- 第5条 代表理事は、前条の規定によって決定された評議員選出基準を、審査の行われる前年の定時社員総会においてその内容を報告し、かつ会員に通知する。
- 第6条 評議員になるための審査をうけようとする者は、審査の行われる年の1月31日までに、別に定められた様式にしたがって、評議員審査申請書を選出委員会に提出しなければならない。
- 第7条 選出委員会は、つぎの各項に定められた規定によって選出された評議員選出委員（以下、選出委員と略記）によって構成する。
- 1) 評議員選出の業務を統括する副代表理事 1名
 - 2) 評議員選出の業務を担当する理事 1名
 - 3) 正会員のなかから選任した選出委員 若干名
 - 4) 本条に定められた選出委員は、理事会において選任し、代表理事がこれを委嘱する。
- 第8条 選出委員は、選出委員としてふさわしくない行為のあったとき、または特別の事情のあるときは、その任期中であっても、選出委員会及び理事会の議決により、代表理事がこれを解任することができる。
- 1) 選出委員に欠員を生じた場合は、すみやかに選出委員を補充するものとする。
 - 2) 補充によって選任された選出委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第9条 選出委員は、選出委員会を組織して第2条及び第10条第3項に定める業務を行う。
- 第10条 選出委員会は、つぎの規定にしたがって行う。
- 1) 選出委員会は、審査の行われる前年の5月に設置する。
 - 2) 選出委員会は、選出委員現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事をひらき議決することができない。文書による意志の表示は出席とはみとめない。
 - 3) 第3条第2項によって代表理事が公告しなければならない評議員選出基準案を審議し、審査の行われる前年の8月31日までに理事会に報告する。

- 4) 第3条に規定された条件にもとづいて評議員審査申請書を審査し、審査の行われた年の3月1日までに評議員を選出する。
- 5) 正評議員の評議員選出基準案は、高気圧酸素治療及び潜水医学領域の研究業績、または学会運営業績を基準として作成する。
- 6) 推薦評議員の評議員選出基準案は、高気圧酸素治療及び潜水医学領域の治療業績、または学会運営業績を基準として作成する。
- 7) 推薦評議員は正評議員2名以上の、書面による推薦を必要とする。
- 8) 推薦評議員数は、改選される正評議員数の2分の1を超えることができない。
- 9) 再任される評議員は、前任期の定時社員総会に1回以上の出席がなければ再任されることができない。
- 10) 選出委員会の議長は、第7条第1項に定める選出委員とする。
- 11) 選出委員会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 12) 選出委員会の議事録は議長が作成し、議長及び出席者代表2名が署名して事務所に保存する。
- 13) 選出委員会の議事は公開しない。ただし会員は、議長の承認をうけて、議事録を閲覧することができる。

第11条 選出委員会は、審査の結果を理事会に報告し、かつ評議員審査申請書を提出した者に対して、審査の行われた年の3月31日までに審査の結果を通知する。

第12条 評議員の選出に関する異議の申立て及びその取扱いは、つぎの規定にし

たがって行う。

- 1) 評議員の選出に関する異議は、審査の行われた年の4月15日までに、異議の内容を明記した文書をもって、本人が代表理事にあてて申立てるものとする。
- 2) 代表理事は、異議の申立てをうけたときは、理事会の議に付し、理事会が異議に関する審議を選出委員会に行わせることを決定したときは、理事会決定後21日以内に選出委員会を招集しなければならない。
- 3) 異議に関して審議を行った選出委員会は、審議の結果を理事会に報告しなければならない。
- 4) 理事会は、代表理事が異議の申立てをうけた日から2ヵ月以内に異議の取扱いについて議決し、代表理事はこれを異議を申立てた者に通知する。

第13条 代表理事は、評議員に選出された者に対して評議員となることを委嘱する。

第14条 評議員の任期は、審査の行われた年の5月1日から、つぎの審査の行われる年の4月30日までとする。

第15条 評議員の選出に関して疑義を生じたときは理事会の決定にしたがうものとする。

第2章 理事および監事の選出

第16条 理事および監事の選出は、本会定款に定められたことのほかは、この細則によって行う。

第17条 理事及び監事は、第22条及び第23条に定める理事及び監事の候補者(以下、候補者と略記)のなかから、評議員が選挙によって選出する。

第 18 条 理事及び監事の選出に関する業務を管理するため、本会に選挙管理委員会をおく。

2. 代表理事は、理事のうち 1 名を選挙管理委員長として、また評議員のうちから 2 名を選挙管理委員として、それぞれ委嘱する。

第 19 条 選挙は連記により行い、その連記数及び選挙によって選任される理事の定数は、選挙のつど、理事会が決定し、選挙管理委員会がこれを、第 20 条に定める選挙の公告とともに、評議員に公告する。

第 20 条 選挙管理委員会は、選挙が行われる年の 5 月 31 日までに、評議員に対して、選挙を行うことを公告しなければならない。

第 21 条 理事の候補者は、監事の候補者となることができない。

2. 監事の候補者は、理事の候補者となることができない。

第 22 条 理事の候補者になろうとする者は、選挙の行われる年の 7 月 1 日現在において、つぎの各項に定められた条件をすべてそなえているものとする。

2. 引きつづき 3 ヶ年以上本会の評議員であり、かつ会費を完納していること。

3. 選挙の公告があった日からその年の 7 月 15 日までの間に到着するよう、書面によって理事の候補者になる旨を選挙管理委員会に届出ていること。

第 23 条 監事の候補者になろうとする者は、選挙の行われる年の 7 月 1 日現在において、つぎの各項に定められた条件をすべてそなえているものとする。

2. 引きつづき 3 ヶ年以上本会の評議員であり、かつ会費を完納していること。

3. 選挙の公告があった日からその年の 7

月 15 日までの間に到着するよう、書面によって監事の候補者になる旨を選挙管理委員会に届出ていること。

第 24 条 評議員は、他の評議員を理事または監事候補者として推薦することができる。

2. 評議員が、他の評議員を候補者として推薦しようとするときは、予め推薦しようとする者の承諾を得て、前条第 3 項に定める期間の間に到着するよう、書面によってその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。

3. 定款第 17 条に定める評議員以外の者から選任する場合は、理事及び監事全員の合意と選任しようとする者の承諾を得て、前条第 3 項に定める期間の間に到着するよう、書面によってその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。

第 25 条 選挙管理委員会は、候補者の氏名、その他必要な事項を掲載した候補者名簿を作成し、これを投票用紙とともに、選挙の行われる年の 8 月 1 日までに評議員に送付しなければならない。

第 26 条 選挙の期日は、選挙の行われる年の 8 月 20 日とする。

第 27 条 投票用紙は、理事および監事の投票のそれぞれについて、評議員 1 名につき 1 葉とする。

第 28 条 評議員は、選挙管理委員会から送付された投票用紙に記入し、これを第 26 条に定める選挙の期日の午後 5 時までに選挙管理委員会に到着するよう送付するものとする。

2. 投票は無記名とする。

第 29 条 開票は、選挙管理委員会がこれを行う。

第 30 条 つぎの各項のいずれかに該当す

る投票は無効とする。

- 1) 選挙管理委員会から送付された投票用紙を使用しなかったもの。
- 2) 候補者でない者の氏名を記載したものの。ただし投票を連記によって行った場合には、候補者でない者の氏名を記載したものだけを無効とする。
- 3) 同一候補者の氏名を重複して記載したもの。ただしこの場合には、当該候補者について1票だけを有効とし、他を無効とする。
- 4) 候補者の氏名のほかに他の事項を記載したもの。ただしこの場合には、職業、身分または敬称などを記入したものは有効とする。
- 5) 何人を記載したかを確認できないものの。ただし投票を連記によって行った場合には、確認できないものだけを無効とする。
- 6) 単記投票において複数の候補者の氏名を記載し、または連記投票において定められた連記数をこえる数の候補者の氏名を記載したもの。この場合には、その投票のすべてを無効とする。
- 7) 選挙の期日の午後5時まで選挙管理委員会に到着しなかったもの。

第31条 理事は、有効投票の得票数のもっとも多い候補者から、順次、定款第16条によって定められた定数までの候補者を当選とする。

2. 監事は、有効投票の得票数のもっとも多い候補者およびこれについて多い候補者の2名を当選とする。
3. 有効投票の得票数の等しい候補者が2名以上あったときは、抽選によって順位を決定する。この抽選は、選挙管理委員会がこれを行う。

第32条 選挙によって選出された理事ま

たは監事に欠員を生じたときは、代表理事は、理事会の議を経て、次点者から、順次、欠員を補充することができる。

2. 第18条1項の理事に欠員を生じたときは、代表理事は、理事会の議を経て、欠員を補充することができる。
3. 補充によって選出された理事の任期は、前任者の残存期間を超えることができない。

第33条 選出された理事は、その任期の開始前であっても本会定款第17条第2項および第3項の規定にしたがって代表理事および副代表理事の選任を行うことができる。

第34条 選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会の議決によって決定するものとする。

第3章 会費

第35条 本会の会費及び賛助会費はつぎのとおりとする。

1. 正会員の会費
 - イ. 医師及び歯科医師
年額 12,000円
 - ロ. その他の者
年額 6,000円
2. 賛助会員の会費
 - イ. 営利法人
年額 100,000円
 - ロ. 非営利法人及び個人
年額 30,000円
3. 会誌購読会員の会費
年額 10,000円
4. 名誉会員及び功労会員は、会費の納付を要しない。

第4章 補 則

第 36 条 この細則は、理事会及び社員総会の議決を経て、変更することができる。

附 則

1. この細則は、平成 21 年 10 月 31 日から施行する。